

## ↳ 税法における繰延資産

**Q** : 繰延資産には、税法特有のものがあるとか。どんなものがあるのですか？

**A** : 税務上の繰延資産には、次のものがあります。会計上の繰延資産のように任意償却することはできません。

### 【解説】

税務上の繰延資産とは、「法人が支出する費用のうち、その支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの」をいい、具体的には、次のものをいいます。

- ① 自己が便益を受ける公共的施設や共同的施設の設置や改良のために支出する費用(アーケードの建設負担金等)
- ② 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退料その他の費用(店舗などを賃借する際の権利金等)
- ③ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用(ノウハウの頭金等)
- ④ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用(社名入りの陳列棚等を特約店に贈与する費用等)
- ⑤ その他自己が便益を受けるために支出する費用(同業者団体の加入金等)

税法上の繰延資産は、会計上の繰延資産のように任意償却ができず、定められた期間で償却を行わなければなりませんので、注意しなければなりません。

ただし、その支出した費用が20万円未満である少額な繰延資産については、その支出時の損金とすることが認められています。

